

氏名 _____

令和6年11月27日実施 北海道運輸局（共通）

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

問 2

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和6年11月27日 北海道運輸局法令試験問題

(共通)

【注釈】

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

◆「個人タクシー事業」・・・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）

◆「タクシー」・・・一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

<第1問> 次の 1～35の各文章について正しいものには ○ 印 を、誤っているものには × 印 を別紙の解答欄に記入して下さい。

1. 道路運送法の目的規定には、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図ることが定められています。
2. 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請は、個人タクシー事業者も行うことができます。
3. 一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。
4. 一般乗用旅客自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定めたときは、道路運送法の規定によりその運送約款は、認可を受けたものとみなされます。
5. 個人タクシー事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。
6. 営業区域内にある自宅を主たる事務所及び営業所としていた個人タクシー事業者が、営業区域内の他の場所に転居した場合、事業計画変更の手続きは必要ありません。
7. 個人タクシー事業者が、発地及び着地のいずれもが許可等を受けた営業区域外となる旅客の運送をした場合は、道路運送法違反になります。
8. 道路運送法において一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されていますが、個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
9. 道路運送法の規定では、許可又は認可に付された条件又は期限は変更することができます。

10. 主たる事務所及び営業所の名称及び位置は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の「事業計画」の一部に含まれています。
11. 個人タクシー事業の許可を受けた者が、運賃及び料金の設定の認可申請をしようとする場合、当該認可申請書には設定を必要とする理由を記載しなければなりません。
12. 一般乗用旅客自動車運送事業の運送約款には、運送の引受けに関する事項等を定めることが必要ですが、運送責任の始期及び終期についても定めなければなりません。
13. 事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。
14. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、これについて遅滞なく弁明しなければならないことになっていますが、この場合、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、弁明をする必要はありません。
15. タクシー事業者は、運賃又は料金を収受した場合、旅客の請求があったときは、収受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければなりません。
16. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
17. タクシー事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客を出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければなりません。
18. 業務記録には、運行の業務に従事した事業用自動車の走行距離も記録しなければなりません。
19. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に当該事業者の氏名又は名称を表示しなければなりません。
21. タクシー事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。
22. タクシー乗務員は、危険物（旅客が事業用自動車内に持ち込んで서는ならないと規定されているもの）を旅客を運送中の事業用自動車内に持ち込んでかまいません。

23. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、その服装について特に規定はありません。
24. 一般旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、百日以内に「事業報告書」を行政庁に提出する義務がありますが、個人タクシー事業者は提出する義務はありません。
25. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客が乗車する際にその支払いを求める場合もあることが規定されています。
26. 年齢が満70歳の個人タクシー事業者は、代務運転者を使用することができません。
27. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
28. 身体障害者割引は身体障害者福祉法による身体障害者手帳を所持している者に適用するものとし、営業的割引条件にも該当する場合は重複して適用します。
29. 観光ルート別運賃は、観光ルートごとに走行距離、所要時間を実測し、この実測に基づいた距離制又は時間制の運賃に基づいて、観光ルートごとに認可を受けて設定します。
30. 個人タクシー事業者が、営業のために乗務するときに車内に表示しなければならないのは、「個人タクシー事業者乗務証」です。
31. 道路運送車両法は、自動車の公害の防止その他の環境の保全を目的の一つとしています。
32. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合、道路運送車両法の規定に基づく変更登録の申請をしなければなりません。
33. 自動車には、国土交通省令の定めにより検査標章が表示されていれば、自動車検査証を当該自動車に備え付ける必要はありません。
34. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。
35. 個人タクシー事業者は、タクシーを運転中に自動車が転覆・転落する事故を引き起こした場合、死者又は重傷者が生じていなくても自動車事故報告書を提出しなければなりません。

＜第2問＞ 次の法令の〔 〕にあてまる語句を下欄のア～ソより選択し、別紙の解答欄にその「記号」を一つを記入して下さい。
なお、記号を重複使用した場合は、無効（不正解）といたします。

【旅客自動車運送事業運輸規則】

（地図の備え付け）

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に少なくとも営業区域内の次の各号に掲げる事項が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

一 道路

二 〔 ① 〕

三 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに〔 ② 〕

四 その他地方運輸局長が指定する事項

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが〔 ③ 〕のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならない。

一 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規格に適合するものに限る。）をいう。次号において同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

二 当該事業用自動車の〔 ④ 〕を常時かつ即時に受信し、当該〔 ④ 〕を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

三 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの〔 ⑤ 〕を適時に案内する機能

ア 空港	イ 瞬間速度	ウ 停留所
エ 天候	オ インターネット	カ 効率的な経路
キ 鉄道の駅	ク 所要時間	ケ 河川
コ 走行キロ	サ 地名	シ 政令指定都市
ス 位置情報	セ 港	ソ 営業所

令和6年11月27日実施 北海道運輸局（共通）

法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策室にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

第1問

1	○ 運1	2	○ 運9-3	3	○ 運10	4	○ 運11	5	× 運13
6	× 運15ほか	7	○ 運20	8	× 運30	9	○ 運86	10	○ 運施4
11	× 運施10-3	12	○ 運施12	13	○ 輸2	14	○ 輸3	15	○ 輸10
16	× 輸13	17	○ 輸18	18	○ 輸25	19	× 輸26-2	20	○ 輸42
21	○ 輸47	22	× 輸49	23	× 輸50	24	× 報告2	25	× 約款6
26	× 期限更新	27	○ 期限更新	28	○ 運賃制度	29	○ 運賃制度	30	○ 特46
31	○ 車1	32	○ 車12	33	× 車66	34	× 点検4	35	○ 事故2+3

第2問

①	サ	②	キ	③	ソ	④	ス	⑤	力
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ○×には新型設問はありません。
- 7 は現条文だと「原則」が必要だが、ここでは法改正前の解釈としています。
- 語群選択・運輸規則第29条は法改正後、全国レベルで初出題です。